



セルフメディケーション

タキザワ漢方廠商品 漢方薬も **税 控除 対象** セルフメディケーション税制の 対象になりました

セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度です。本税制の対象OTC医薬品はパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークを掲載しています。

タキザワ漢方廠の漢方煎薬(第2類医薬品)



葛根湯
(かっこんとう)

葛根湯加川芎辛夷
(かっこんとうかせんきゅうしんい)

小青竜湯
(しょうせいりゅうとう)

防風通聖散料
(ぼうふうつうしょうさんりょう)

五積散
(ごしゃくさん)

麻杏薏甘湯
(まきょうよくかんと)

麻黄湯
(まおうとう)

麻杏甘石湯
(まきょうかんせきとう)

薏苡仁湯
(よくいにんと)



総合感冒薬 竹参かぜまる
(第2類医薬品)



新黄珠目薬
(第3類医薬品)

こちらの医薬品も
対象になりました

